

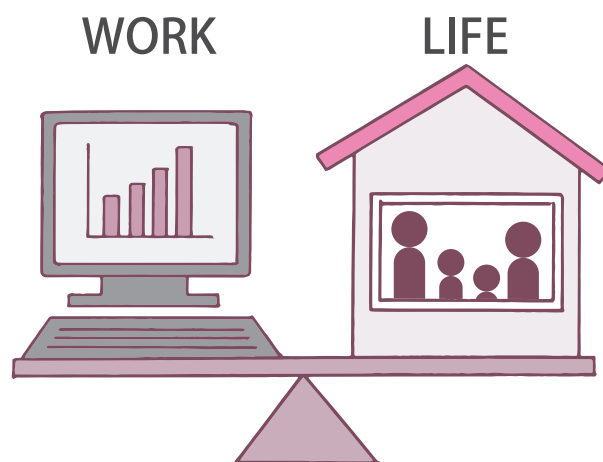
男女共同参画の視点

ワーク・ライフ・バランスを考えよう

皆さんはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。ワーク・ライフ・バランスとは、労働時間や労働形態を見直して仕事と生活のバランスを取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。仕事は生活を支えるために必要なものであり、やりがいを感じさせてくれるものでもあります。しかし、家族と過ごしたり趣味を楽しんだりするプライベートな時間も、充実した人生を送る上で欠かすことができないものです。

ワーク・ライフ・バランスというと「仕事を控えて生活を充実させる」という意味に捉えられがちですが、本来この言葉は、仕事と生活の一方を優先するために一方を犠牲にするというような意味ではありません。働き方・生き方や、子育て期・中高年期といったライフステージなどによって、何を重視するかは人それぞれです。自分にとっての仕事と生活のバランスを考え、充実した暮らしができるよう取り組んでみませんか。

市では、令和3年度に策定する予定の第4次成田市男女共同



参画計画の中で「あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり」を基本目標の一つとしています。今後も性別や年齢にとらわれず、自分の意欲や能力でさまざまな働き方・生き方を選べる社会を目指していきます。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

消費生活相談Q&A

新社会人を狙った訪問販売に注意

Q 会社の寮に住み始めたのですが、先日インターネットの回線事業者を名乗る人が訪ねてきて「インターネットを使うためには契約が必要」という説明を受けました。会社で決



められていることかと思い契約しましたが、後日、そのような取り決めはないことが分かりました。解約するために事業者に電話を掛けましたがつながりません。どうしたらよいでしょうか。

A 学校や会社が借り上げているマンションが寮として使われている場合、電話やインターネット回線などの設備は一括契約されているケースがあり、事前に確認する必要があります。今回は電気通信契約の初期契約解除の対象になると思われるため、契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば、はがきなどの書面を記載の住所に送付することで解約できます。

このほかにも、社会経験が少ない若者に対して、契約が義務であるかのように錯覚させたり、得であると思わせたりするセールストークで、電気・ガスなどの生活に必要な契約を迫る事例があります。訪問販売や電話勧誘販売は特定商取引法で再勧誘の禁止が定められていますので「必要ありません」ときっぱり断ることが大切です。契約してしまった場合でも、相手に連絡できないからと諦めず、すぐに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。